

表8 人の健康の保護に関する水質環境基準

項目	基準値	用途等
カドミウム	0.003 mg/L以下	電池, 塩ビ安定剤
全シアン	検出されないこと	有機合成原料, ムッキ
鉛	0.01 mg/L以下	蓄電池, 鉛管, ハンダ
六価クロム	0.05 mg/L以下	塗料, 医薬品原料
砒素	0.01 mg/L以下	半導体, 農薬, 顔料
総水銀	0.0005 mg/L以下	電池, 歯科材料
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	熱媒体(製造禁止)
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	金属洗浄剤, 発泡
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	殺虫剤
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	樹脂原料, 溶剤
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	樹脂原料
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	溶剤, 合成原料
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	合成原料, 溶剤
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	合成原料, 接着剤
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	金属洗浄剤
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	〃、クリーニング
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	土壌薰蒸剤
チウラム	0.006 mg/L以下	殺虫・消毒剤
シマジン	0.003 mg/L以下	除草剤
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	水田除草剤
ベンゼン	0.01 mg/L以下	合成原料, 溶剤
セレン	0.01 mg/L以下	太陽電池, 感光体
硝酸態窒素および亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	肥料, 火薬製造
ふっ素	0.8 mg/L以下	虫歯予防, 酸洗浄
ほう素	1 mg/L以下	ガラス, 医薬品
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	洗浄剤等

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. ほう素、ふっ素、硝酸態窒素および亜硝酸態窒素は、平成11年2月22日環境庁告示第14号、16号により追加。
4. 1,4-ジオキサンは、平成21年11月30日環境省告示第78号により追加。

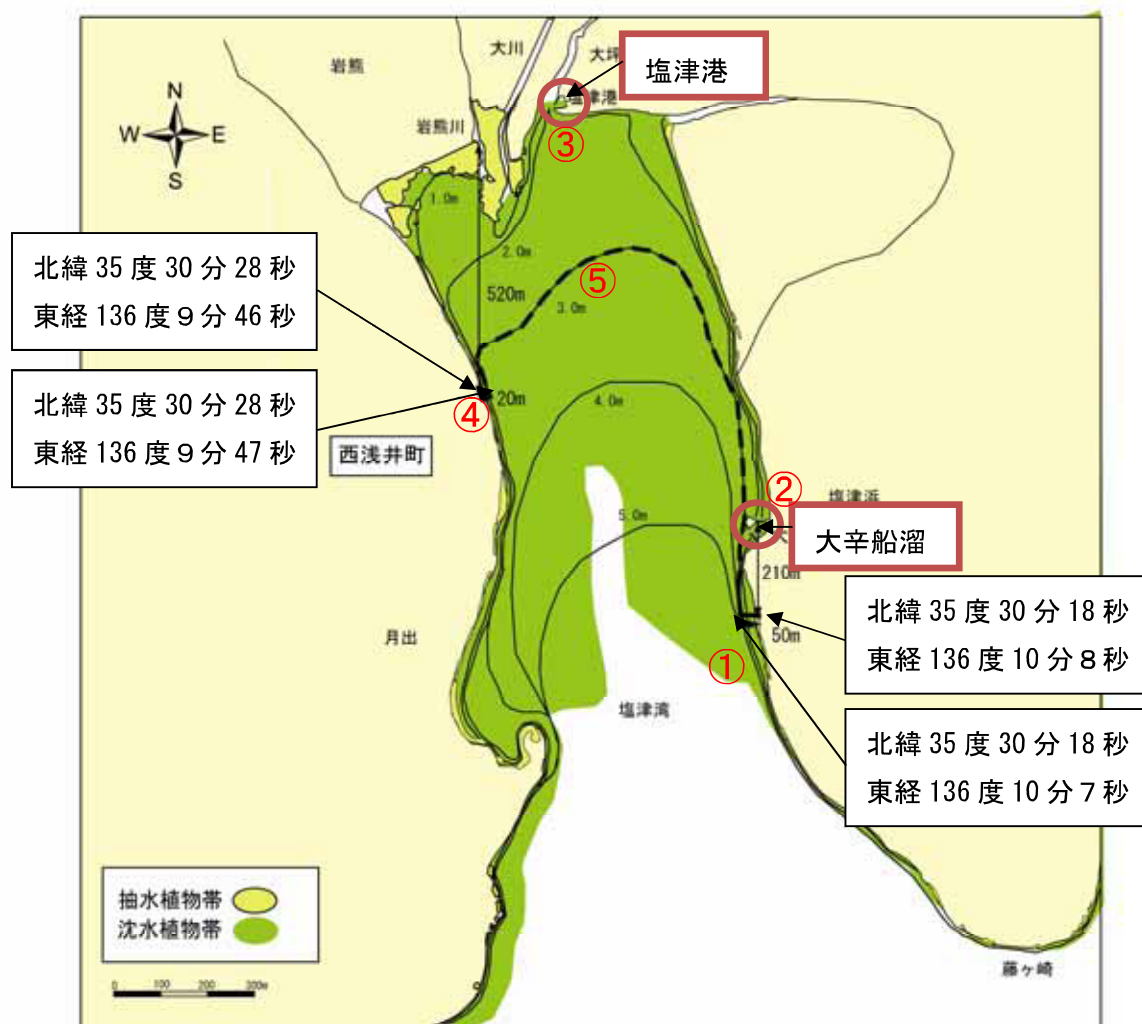
表9 要監視項目に係る指針値（湖沼および河川）

項目		指針値		用途等	
人の健康の保護関連	クロロホルム	0.06	mg/L以下	溶剤等	
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/L以下	溶剤、香料、有機合成等	
	1,2-ジクロロプロパン	0.06	mg/L以下	殺線虫剤、溶剤等	
	p-ジクロロベンゼン	0.2	mg/L以下	染料中間物、殺虫剤等	
	イソキサチオン	0.008	mg/L以下	農薬（殺虫剤）	
	ダイアジノン	0.005	mg/L以下	農薬（殺虫剤）	
	フェニトロチオン	0.003	mg/L以下	農薬（殺虫剤）	
	イソプロチオラン	0.04	mg/L以下	農薬（殺菌剤）	
	オキシ銅	0.04	mg/L以下	農薬（殺菌剤）	
	クロロタロニル	0.05	mg/L以下	農薬（殺菌剤）	
	プロピザミド	0.008	mg/L以下	農薬（除草剤）	
	E P N	0.006	mg/L以下	農薬（殺虫剤）	
	ジクロロボス	0.008	mg/L以下	農薬（殺虫剤）	
	フェノブカルブ	0.03	mg/L以下	農薬（殺虫剤）	
	イプロベンホス	0.008	mg/L以下	農薬（殺菌剤）	
	クロルニトロフェン	—		農薬（除草剤）	
	トルエン	0.6	mg/L以下	塗料溶剤、有機合成等	
	キシレン	0.4	mg/L以下	塗料溶剤、有機合成等	
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06	mg/L以下	プラスチック可塑剤	
	ニッケル	—		金属（合金成分等）	
	モリブデン	0.07	mg/L以下	金属（合金成分、触媒等）	
	アンチモン	0.02	mg/L以下	金属（合金成分、難燃剤）	
	塩化ビニルモノマー	0.002	mg/L以下	ポリ塩化ビニル等	
	エピクロロヒドリン	0.0004	mg/L以下	エポキシ樹脂等	
	全マンガン	0.2	mg/L以下	ステンレス等の添加剤等	
	ウラン	0.002	mg/L以下	主に原子核燃料	
	水生生物保全関連	クロロホルム	生物A	0.7	mg/L以下
生物特A			0.006	mg/L以下	
生物B			3	mg/L以下	
生物特B			3	mg/L以下	
フェノール		生物A	0.05	mg/L以下	消毒剤、染料中間体等
		生物特A	0.01	mg/L以下	
		生物B	0.08	mg/L以下	
		生物特B	0.01	mg/L以下	
ホルムアルデヒド		生物A	1	mg/L以下	樹脂原料、防腐剤等
		生物特A	1	mg/L以下	
		生物B	1	mg/L以下	
		生物特B	1	mg/L以下	

※ 水生生物に係る類型については、15～18頁表7を参照。

(参考) 水生生物保全環境基準の水域

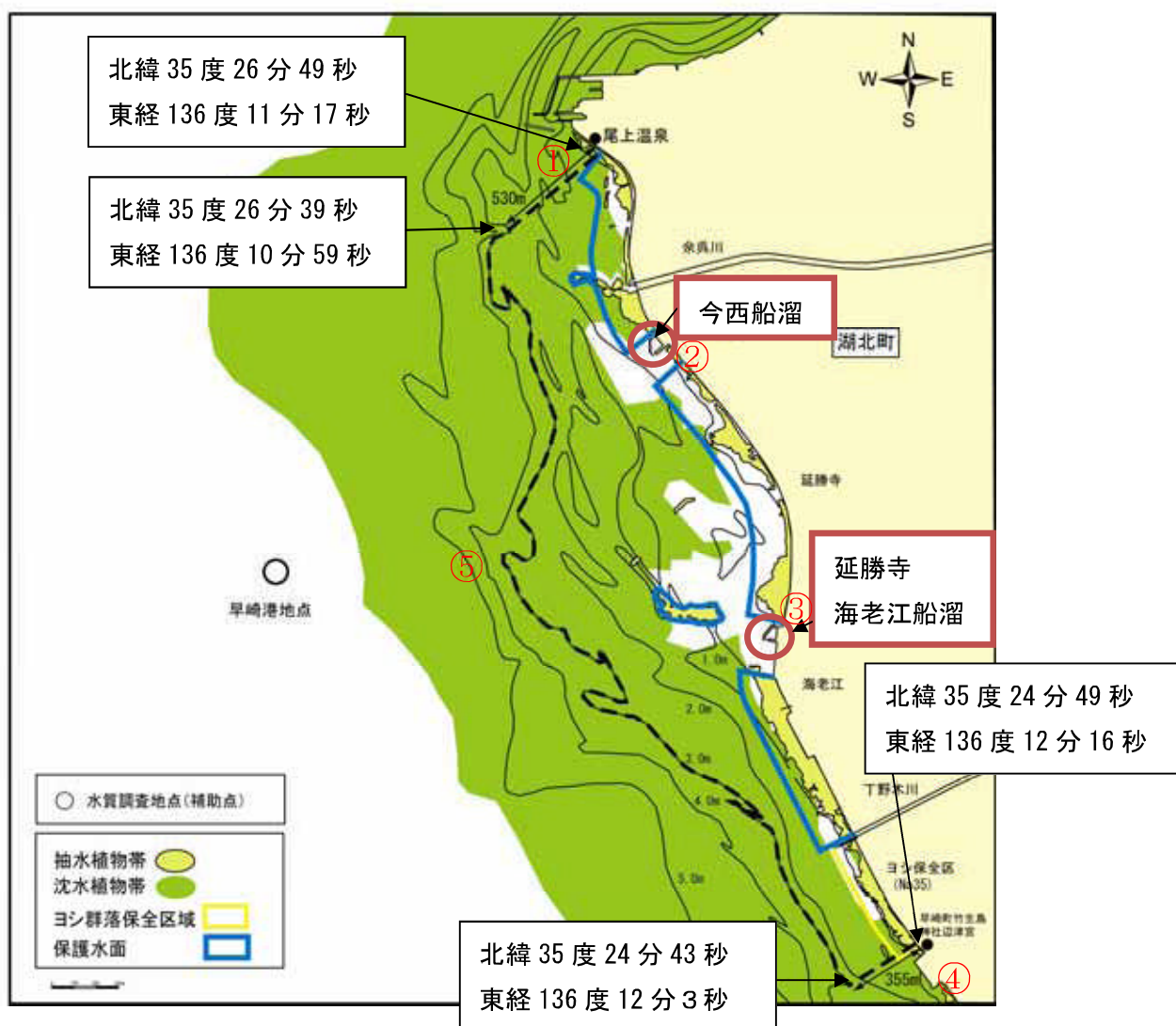
□琵琶湖北湖(1)



滋賀県長浜市西浅井町塩津浜大辛船溜北側堤防南方 210m の地点 (北緯 35 度 30 分 18 秒、東経 136 度 10 分 8 秒) と同地点から西方 50m の地点 (北緯 35 度 30 分 18 秒、東経 136 度 10 分 7 秒) を結ぶ線 (①)、大辛船溜南防波堤先端と同船溜北西防波堤先端を結ぶ線 (②)、塩津港南防波堤先端と同港西防波堤先端を結ぶ線 (③)、同町岩熊川河口南方 520m の地点 (北緯 35 度 30 分 28 秒、東経 136 度 9 分 46 秒) と同地点から東方 20m の地点 (北緯 35 度 30 分 28 秒、東経 136 度 9 分 47 秒) を結ぶ線 (④)、水深 3 m の等深線<sup>1)</sup> (⑤) 及び陸岸に囲まれた水域

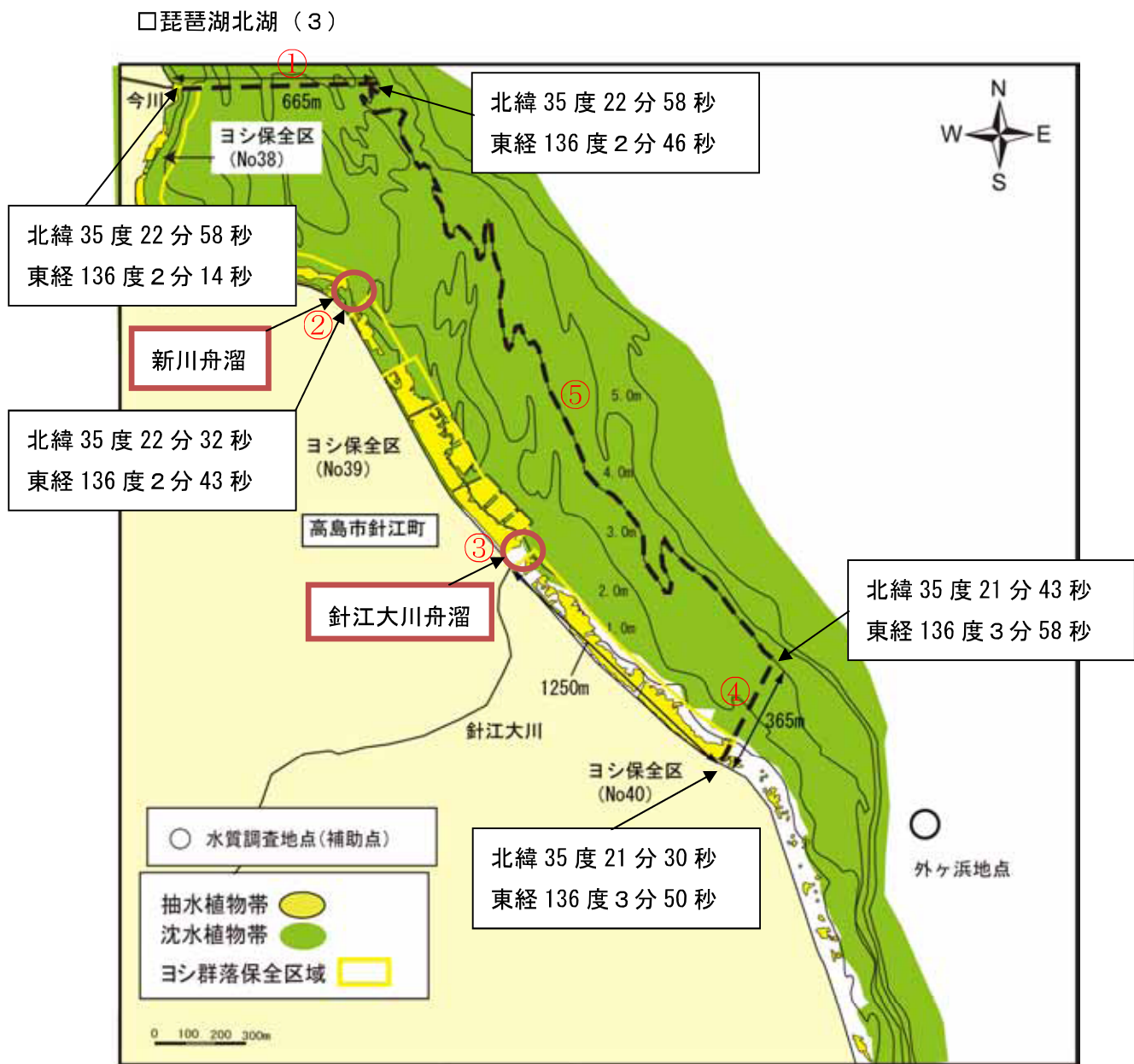
※ 湖沼図 (昭和 36 年測量) を参照

□琵琶湖北湖（2）



滋賀県長浜市湖北町尾上温泉南端の地点（北緯 35 度 26 分 49 秒、東経 136 度 11 分 17 秒）と同地点から南西方 530m の地点（北緯 35 度 26 分 39 秒、東経 136 度 10 分 59 秒）を結ぶ線（①）、今西船溜西防波堤先端と同船溜南防波堤先端を結ぶ線（②）、延勝寺海老江船溜西防波堤先端と同船溜南防波堤先端を結ぶ線（③）、長浜市早崎町竹生島神社辺津宮東端の地点（北緯 35 度 24 分 49 秒、東経 136 度 12 分 16 秒）と同地点から南西方 355 m の地点（北緯 35 度 24 分 43 秒、東経 136 度 12 分 3 秒）を結ぶ線（④）、水深 3 m の等深線<sup>1)</sup>（⑤）及び陸岸に囲まれた水域

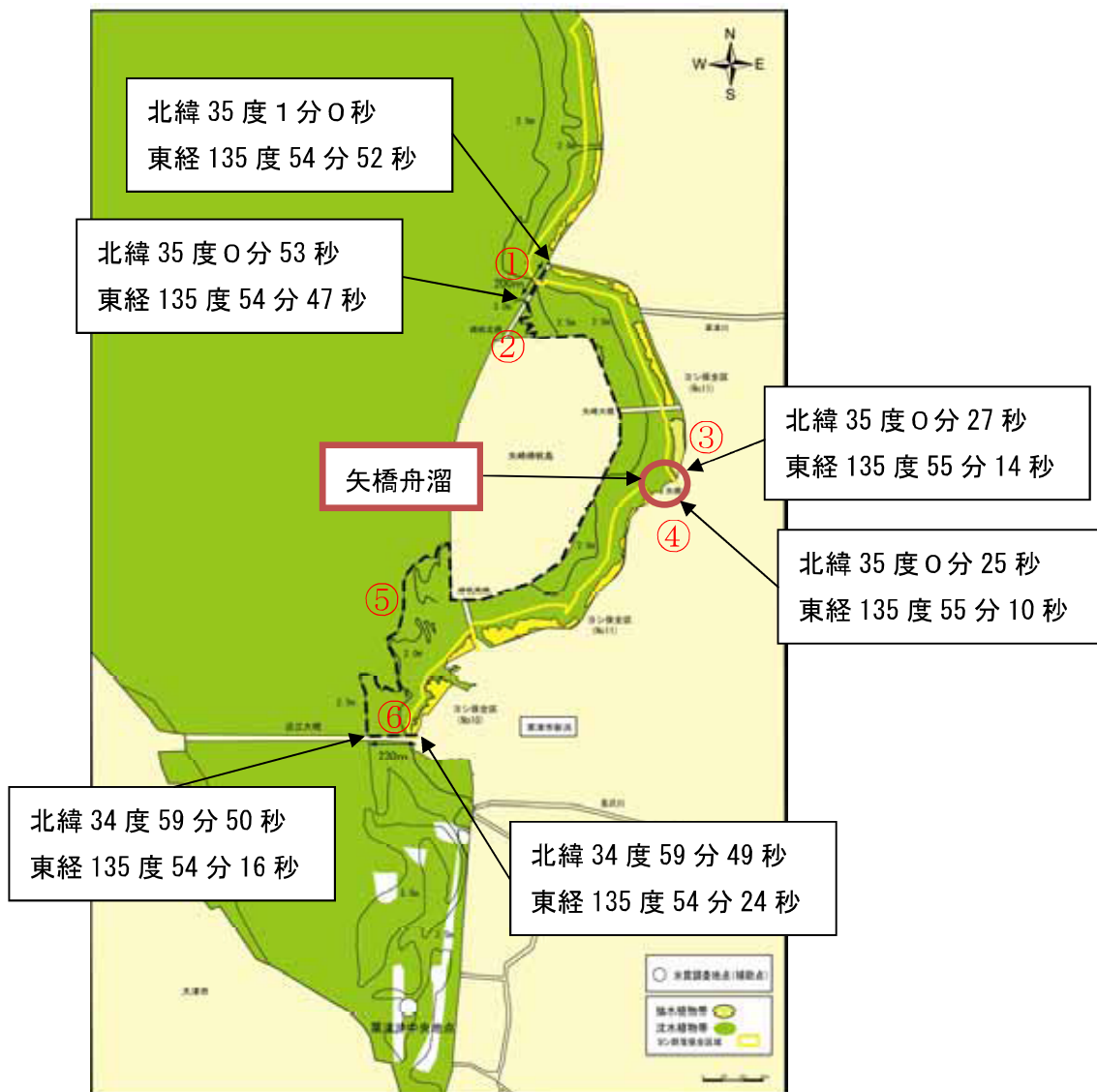
※ 湖沼図（昭和 36 年測量）を参照



滋賀県高島市新旭町今川河口地点（北緯 35 度 22 分 58 秒、東経 136 度 2 分 14 秒）と同地点から東方 665m の地点（北緯 35 度 22 分 58 秒、東経 136 度 2 分 46 秒）を結ぶ線 (①)、新川船溜防波堤先端と同地点から南東方 7m の地点（北緯 35 度 22 分 32 秒、東経 136 度 2 分 43 秒）を結ぶ線 (②)、針江大川船溜北防波堤先端と同船溜南防波堤先端を結ぶ線 (③)、同町針江大川河口南東方 1250m の地点（北緯 35 度 21 分 30 秒、東経 136 度 3 分 50 秒）と同地点から北東方 365m の地点（北緯 35 度 21 分 43 秒、東経 136 度 3 分 58 秒）を結ぶ線 (④)、水深 3m の等深線<sup>1)</sup> (⑤) 及び陸岸に囲まれた水域

※ 湖沼図（昭和 36 年測量）を参照

□琵琶湖南湖（1）



滋賀県草津市新浜町帰帆北橋北端（北緯 35 度 1 分 0 秒、東經 135 度 54 分 52 秒）と同地点から同橋上南方 200m の地点（北緯 35 度 0 分 53 秒、東經 135 度 54 分 47 秒）を結ぶ線（①）、同地点と矢崎帰帆島北岸を結ぶ水深 3 m の等深線<sup>\*2)</sup>（②）、矢橋船溜防波堤北端と同地点から南東方 75m の地点（北緯 35 度 0 分 27 秒、東經 135 度 55 分 14 秒）を結ぶ線（③）、同防波堤南端と同地点から南東方 70m の地点（北緯 35 度 0 分 25 秒、東經 135 度 55 分 10 秒）を結ぶ線（④）、同町近江大橋の東端（北緯 34 度 59 分 49 秒、東經 135 度 54 分 24 秒）と同地点から同橋上西方 230m の地点（北緯 34 度 59 分 50 秒、東經 135 度 54 分 16 秒）を結ぶ線（⑤）、同地点と矢崎帰帆島西岸を結ぶ水深 2.5m の等深線<sup>2)</sup>（⑥）及び陸岸に囲まれた水域

※ 国土地理院 2 万 5 千分の 1、琵琶湖流域下水道湖南浄化センター中間水路水環境改善基礎調査結果報告書を参照